

# 桜川市の上水道

## 夏、真つ盛り 水道の使用量もピーク

夏本番となりました。今年は節電の年と相まって厳しい夏となっています。

各家庭でも水道を使う機会が多くなり、水道料金も増えてくる時期です。

水道料の節約と節水に心がけ、この夏をすばしくしましょう。

**水道料金はこうして決まります**

水道料金は、メーター口径で決まる基本料金と、使用した水量から求める従量料金の合計で決まります。(下表参考)

桜川市では平成19年4月から、10mm/13mm・20mmで基本料金は2,310円で統一しています。

例えば、「口径が20mmで1か月に20m<sup>3</sup>を使用した場合は、月額基本料金は2,310円(10m<sup>3</sup>まで)、使用水量が10m<sup>3</sup>超〜20m<sup>3</sup>まで273円(1m<sup>3</sup>)となり、合計で5,040円となります。水道料金は2か月分を併せて隔月により徴収させていただきます。

桜川市水道料金 (一部抜粋)

基本料金	13mm・10m <sup>3</sup>	20mm・10m <sup>3</sup>	25mm・10m <sup>3</sup>
		2,310円	
従量料金	10m <sup>3</sup> 超〜20m <sup>3</sup> まで	273円 × 使用量 (1m <sup>3</sup> )	
	20m <sup>3</sup> 超〜30m <sup>3</sup> まで	283円 × 使用量 (1m <sup>3</sup> )	
	30m <sup>3</sup> 超〜50m <sup>3</sup> まで	315円 × 使用量 (1m <sup>3</sup> )	
	50m <sup>3</sup> 超	336円 × 使用量 (1m <sup>3</sup> )	

**水道会計は独立採算制**

水道事業は、一般会計とは区別して企業会計として、その運営費を水道料金収入で賄う独立採算制です。

**水道料金には地域差があります**

水道設備の維持管理費や動力費、県西用水からの受水料、職員給与、借入金を支払利息、減価償却費などの運営の費用を積み上げ、水道料金を設定します。

料金に地域差が生じる原因は、自然的・地理的要因により、水源の位置・水源の種類(河川水、地下水、広域水道からの受水など)・水質の良否などが事業体ごとに異なり、例えば、良質の地下水を水源とする事業体と、水源の確保のためにダム建設を行った事業体とは、水道施設を整備するための投資額に開きが生じ、それが減価償却費や、建設に要した長期借入金の返済額の差として、料金に反映されます。

**桜川市の場合**

・山間部地域が多いため、水

圧を得るための増・加圧所の施設整備が必要であったことから水道管布設延長が大きい

などの要因が、現在の水道料金に反映しています

これらのことから、水道料金は地域の自然的・地理的な要因で左右され、安い・高いの判断は単純に数字だけでは比較できないものです。

桜川市では、今後とも、経営の効率化とサービスの向上を図り、利用者の皆さまにより一層信頼される水道事業を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■問合先／水道課 (☎581-5111・7513111代表)

福島第一原発事故に伴う「水道水の放射性物質のモニタリング」について

桜川市の水道水については、茨城県が放射性物質の水質検査を行っております。富谷配水場から採取した県西用水の分析結果は、放射性ヨウ素・放射性セシウムいずれも不検出です。飲料水として安心してご利用ください。